

報第1号

市長専決処分事項の報告について

青岸ストックヤードのごみ搬入作業中に発生した物損事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年2月20日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和4年 11月26日	和歌山市湊1342 番地8 青岸ストックヤード 構内	299,000円		青岸ストックヤードのごみ搬入作業中に発生した物損事故による損害賠償金

報第2号

市長専決処分事項の報告について

救急活動中に発生した救急隊員による物損事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年2月20日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和4年 12月13日	和歌山市鳴神104 6番地18	210,192円		救急隊員の物損事故による損害賠償金

報第3号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年2月20日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専 決 年 月 日	令和5年1月11日
工 事 名	(仮称)岡崎団地新2号棟建設工事
工 事 場 所	和歌山市神前37番1
変更前の請負代金額 変更後の請負代金額	951,488,478円 971,390,200円
契約の相手方	和歌山市島94番地の2 株式会社 日紀建設 代表取締役 玉置 紀博
変更理由	賃金及び物価の変動に基づく請負代金額の増額変更のため。

報第4号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年2月20日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専 決 年 月 日	令和5年1月11日
工 事 名	(仮称) 岡崎団地新2号棟建設機械設備工事
工 事 場 所	和歌山市神前37番1
変更前の請負代金額 変更後の請負代金額	138,741,900円 143,817,300円
契約の相手方	和歌山市小松原通3丁目30番地 株式会社 小向商会 代表取締役 小向 俊和
変 更 理 由	賃金及び物価の変動に基づく請負代金額の増額変更のため。